

東京都公衆浴場対策協議会 (第22次協議会 第4回)

令和4年6月3日(金)
WEB会議システムによるオンライン形式

午前11時00分開会

○折原課長 お待たせいたしました。

定刻になりましたので、会議を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本協議会の事務局を担当しております、生活安全課長の折原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議は、新型コロナウイルス感染防止対策のため、オンラインにより実施いたします。何とぞ御協力のほどよろしくお願いいたします。

会議に入ります前に、オンラインの操作について、4点御説明させていただきます。

1点目に、ハウリング防止のため、発言される時以外は、マイクをオフにさせていただきますようお願いいたします。

画面上に操作ボタンが表示されていると思いますが、そちらのマイクのアイコンにスラッシュが掛けられている状態としていただくよう、御協力ください。

2点目に、発言を希望される場合は、同じく画面上の操作ボタンにある「掌」のアイコンをクリックして、意思をお示しいただくようお願いいたします。

その操作を行っていただくと、画面右側に表示しております委員名の横に、「黄色の掌マーク」が表示されます。

各委員が発言される場合は、会長から発言者を御指名ください。指名を受けた委員は、マイクをオンとしていただき、御発言ください。

3点目に、発言終了後は、再びマイクをオフにしてください。

あわせて、発言された委員は、マイクをオフにする際、「掌」のアイコンをクリックし、発言希望の意思表示を取り下げてください。

最後に、4点目ですが、音やカメラについて不具合が生じた際には、一旦会議から退出して、再入室を試みていただければと思います。

再入室をしても改善されない場合は、あらかじめお伝えしております緊急用の電話番号に御連絡をお願いいたします。

それでは、会議に入らせていただきます。

議題に入らせていただく前に、本協議会の委員に異動がございましたので、新しく委員に就任された方を御紹介いたします。

生活文化スポーツ局長の横山英樹委員です。

また、本日の出席状況ですが、協議会委員18名中14名の委員に御出席いただいております。中山委員、岸上委員、押田委員、馬男木委員が所用により欠席でございます。

なお、本日は、報道機関の取材の方3名が視聴されています。

よろしくお願いいたします。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。

オンラインで御参加いただいております委員の皆様には、メールにてデータをお送りしています。

会場にいらっしゃる委員の皆様におかれましては、お手元のタブレット端末にデータを掲載しております。

タブレットのページをめくる場合は、画面を横にスライドしていただきます。

文書を閉じる場合は、左上を指でタッチしていただきますと、元の画面に戻ります。

最初の資料が「東京都公衆浴場対策協議会次第」です。

続きまして、「協議会委員名簿」、「協議会設置要綱」、「座席表」をお付けしています。

資料1が「令和4年会計調査について」

資料2が「令和3年調査結果と令和2年実績比較」

資料3が「令和4年科目推定一覧」

資料4が「公衆浴場入浴料金原価計算表」

資料5が「入浴料金統制額の算定結果と改定状況」

資料6が「令和4年東京都公衆浴場入浴料金統制額について（案）」

不足はございませんでしょうか。

それでは、梅崎会長、よろしくお願いいたします。

○梅崎会長 それでは、議事に入ります。

まず、会議の公開についてお諮りいたします。

従来どおり、この会議は公開で進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○梅崎会長 それでは、会議次第に従いまして進めてまいります。

最初に小委員会報告ですが、その検討結果につきまして、会長を務めました私から若干御説明をさせていただきます。

小委員会の設置につきましては、前回2月の協議会におきまして、「協議会報告案の起草については、学識経験者委員で構成する小委員会を設置し、検討を付託する」ことについて、御決定いただきました。

この決定に基づき、小委員会を5月23日午後1時30分から都庁内で開催いたしました。

小委員会では、会計調査と入浴料金原価計算の算定結果に加え、コロナ禍や原価高騰による社会経済の状況と、今後の動向、公衆浴場を取り巻く経営環境、公衆浴場利用者の負担など、広範囲にわたる内容について検討を行いました。

小委員会報告案については、後ほど皆様から御意見をいただければと思います。

それでは、会計調査報告について、公認会計士の土田委員からお願いいたします。

○土田委員 会計士の土田でございます。

会計調査について、御報告申し上げます。

資料1「令和4年会計調査について」を御覧ください。

「1 調査浴場の概要」でございますが「(1) 選定条件」に従いまして、都内の標準的

な浴場40件を選定しまして、その経営状況を調査いたしました。

選定しました40浴場の経営形態、使用燃料、用水に関する内訳は「(2) 調査浴場」に記載のとおりとなっております。

「2 調査方法等」でございますが、公衆浴場の経営者から提出されました決算書や総勘定元帳などの会計帳簿を基に、経営状況について書面調査を実施するとともに、生活文化スポーツ局による公衆浴場利用者の構成比などの調査を行いました。

資料1-①に、令和4年調査浴場の概要をまとめております。

1から40まで番号が振ってありますが、このうち、4浴場につきましては、今回、新たに調査の対象といたしました。

続きまして、資料2「令和3年調査結果と令和2年実績比較」について御説明申し上げます。

令和3年実績と令和2年実績を比較いたしますと、収益では、入浴料収入が67万7055円減少しております。これは、コロナウイルスの影響等により、平均入浴人員が減少したことが一因であると考えられます。

特別利益につきましては、昨年度と比較すると増加しておりますが、これについては、複数浴場で固定資産の売却益が計上されたことが要因に挙げられます。

次に「営業費用」の項目でございますが、人件費の増加は、パート、アルバイトの平均賃金及び標準人員の増加が理由の一つと考えられます。

光熱費の減少につきましては、会計調査は、昨年の決算書を基に調査を行っておりますことから、調査対象期間においては、燃料費調整額が下がっていたことが理由の一つと考えられます。

燃料費の減少につきましても、同様に、調査対象期間において、平均単位料金が下がったことが理由の一つと考えられます。

特別損失は、昨年度が数件の除却損による影響で著しく高かったため、今年度は減少する結果となっております。

以上、収益合計と費用合計の収支差から事業報酬を差し引いた令和3年の過不足額は、164万6544円の赤字となっております。

会計調査の結果は以上でございます。

よろしく願いいたします。

○梅崎会長 ありがとうございました。

次に、資料3「令和4年科目推定一覧」から資料5「入浴料金統制額の算定結果と改定状況」まで、一括して事務局から説明をお願いします。

○折原課長 それでは、資料3「令和4年科目推定一覧」を御覧ください。

この資料は、令和3年の実績額を基に、令和4年の推定額を算出する際の基本的な考え方を整理したものです。

それぞれの推定基礎は、各科目の推定額を算定する際の考え方について記載しています。

収益の「1 入浴料金収入」から「3 補助金」までは、令和3年の実績どおりとしています。

「4 特別利益」につきましては、例年、実績額が大きく異なることから、過去5年間の実績の平均値を推定値としています。

次に、費用の「5 人件費」につきましては、毎月勤労統計調査の現金給与額を基に、政府発表の経済指標、雇用者報酬1.9%増で算定しています。

「6 用水費」は、令和3年の実績どおりとしています。

「7 光熱費」につきましては、東京電力が発表している、燃料費調整分を含む電力量料金単価等から変動率を算定しました。

燃料費調整は、火力発電に必要な燃料、原油、液化天然ガスなどの価格変動を電気料金に反映しているものですが、その値は増加し続けており、今後も増加すると思われま

す。電気料金の一部である再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度によって、電力会社が電力の買取りに要した費用を、電気の使用量に応じて、利用者が負担するものです。

導入当初（2012年）から毎年値上げされていますが、今年5月分から1キロワットアワーにつき3.45円となり、昨年より0.09円引き上げられています。

電気料金全体としては、25.58%の増になると推定しています。

「8 燃料費」ですが、燃料費のうち、ガス価格については、東京ガスが発表している1立方メートル当たりの単価から変動率を算定し42.53%、廃油価格については16.71%の推定増としています。

ガス料金につきましては、今般のロシア、ウクライナ情勢の影響もあり、令和3年後半から現在にかけて単価が上昇しております。

今後の動向次第ではありますが、単価が高止まりすることも想定されるため、令和4年4月及び5月の直近2か月の平均値を基に令和4年の変動率を推定しています。

「9 減価償却費」は、令和3年の実績どおりです。

「10 地代・家賃」につきましては、東京都主税局が算出した公衆浴場における固定資産税の増減から、土地0.8%減、家屋1.7%減で推定しています。

「11 修繕費」につきましては、消費者物価指数0.9%増で算定しています。

「12 公租公課」につきましては、東京都区部の固定資産税の増減で算定しています。

「13 保険料」は、令和3年の実績どおりです。

「14 備品・消耗品費」につきましては、消費者物価指数0.9%増で算定しています。

「15 会費・交際費」につきましては、公衆浴場組合の会費や町内会などの会費がほとんどを占めていることから、令和3年の実績どおりとしています。

「16 その他の諸経費」につきましては、消費者物価指数0.9%増で算定しています。

「17 営業外費用」「19 建物再調達費」から「21 事業報酬」までは実績どおりとしています。

「18 特別損失」につきましても「4 特別利益」と同様に、例年、実績額が大きく異なるため、過去5年間の実績の平均値を推定値としています。

その結果、資料3「令和4年科目推定一覧」の推定となっています。

以上で、科目推定の考え方について説明を終わります。

続きまして、公衆浴場入浴料金原価計算表と入浴料金体系の構成について御説明いたします。

資料4を御覧ください。

令和3年実績欄は、会計調査報告の数値でございます。

令和4年推定欄を見ていただくと、表の上段の「収益合計」が2103万8910円に対し、表の下段の「費用合計」は2334万4460円となり、その収支差は230万5550円となっております。

ここから事業報酬を差し引きしますと、過不足額は311万8913円の不足となります。

この不足額を解消するには「所要値上率」欄にある18.108%の統制額の引上げが必要になります。

次に、大人、中人、小人別の料金についてですが、下段の「公衆浴場入浴料金体系構成方法」を御覧ください。

まず、東京都における令和3年の平均世帯人員は2.91人となっております。

これに、令和4年調査対象浴場の実態調査による大人、中人、小人の利用割合を当てはめると、大人2.83人、中人0.04人、小人0.04人となります。

また、現行の料金区分は、大人が480円、中人が180円、小人が80円であり、大人と中人、小人の統制額の乖離幅が大きな値となっております。

資料下段の左側の四角囲みは、1世帯1回当たりの入浴料金を計算したのですが、現行の入浴料金を大人、中人、小人に当てはめて計算すると、合計で1,368.80円となります。

これに推定所要値上げ率18.108%を乗じて料金を算定すると、1,616.66円となります。

この金額が、原価から見た適正な料金となりますので、それを反映した後の「改定料金体系の構成(案)」が、3の案(1)、案(2)となります。

このうち、案(1)については、中人、小人の改定後料金をプラス20円といたしました。この場合、大人の乖離幅は約87円となります。

案(2)は、大人料金にのみ所要値上げ率を反映させたものです。この時の現行統制額との乖離幅も、案(1)と同様に約87円となっております。

資料5をお開きください。

この資料は、平成16年度以降の入浴料金統制額の算定結果と統制額の改定状況を取りまとめたものです。

御覧のように、平成18年、平成20年、平成26年、令和元年及び令和3年に統制額を改定しておりますが、平成18年の統制額との乖離額は35円、平成20年の乖離額は50円、平成26年及び令和元年は35円、令和3年は42円となっております。

このように、これまでは、統制額の算定結果と実際の統制額との乖離額が30円を超える

状況で統制額の引上げを行ってきています。

以上で説明を終わります。

○梅崎会長 ありがとうございます。

これまでの報告につきまして、質問等がございましたら、御発言をお願いいたします。

挙手のマークを出していただきますと、助かります。大丈夫でしょうか。

それでは、小委員会において、協議会報告案を取りまとめましたので、今までの説明を踏まえて、事務局から読み上げていただきます。

よろしくをお願いいたします。

○折原課長 それでは「令和4年東京都公衆浴場入浴料金統制額について」読み上げます。

資料6でございます。

令和4年東京都公衆浴場入浴料金統制額について

本協議会は、知事から検討を依頼された令和4年東京都公衆浴場入浴料金統制額について、社会経済の現状と今後の見通し、公衆浴場を取り巻く経営環境、利用者である都民の生活の安定を図る観点のほか、入浴料金統制額の試算結果を踏まえ、総合的な見地から慎重な協議を行った。

1 入浴料金統制額の試算結果

入浴料金統制額の試算は、都内の標準的な公衆浴場を選定して会計調査を実施し、その経営状況を把握した上で、従前から採用している公益事業の料金算定方式である総括原価方式により行った。

その結果、新型コロナウイルスの感染拡大による利用者の減少に伴い、入浴料金収入が減少したことが影響して、推定所要引上げ率は18.108%と算定され、大人料金で、現行の480円との乖離額が87円になるとの試算結果となった。

2 経済情勢等その他入浴料金統制額を検討するに当たって考慮すべき事項

(1) 直近の入浴料金統制額の改定は、令和3年8月に行った。新型コロナウイルス感染収束に向けてワクチン接種が本格化し始め、今後、社会生活平常化も期待されることから、大人料金のみ10円の引上げを実施した。なお、これ以前の改定は、消費税率が引き上げられた令和元年及び平成26年であり、消費税率の引上げを契機とするもの以外の改定としては、平成21年以降の実施となった。

(2) 昨年8月来のOPECプラスの協調減産に加えて、最近では石油や天然ガスの主要産出国であるロシアのウクライナ侵攻などによる社会状況の影響により、昨年末頃から13年ぶりといわれる原油価格の高騰が続いている。

経費に大きな割合を占める燃料費の高騰は、公衆浴場の経営を直接的に悪化させ、自家風呂の普及、経営者の高齢化、施設設備の老朽化などを理由とした転廃業が続く業界に追い打ちをかけている。

(3) 原油価格の高騰に伴い、ガソリン価格に続いて諸物価も上がり始めており、都民生活へ大きな影を落としている。コロナ禍により収入が減少している都民も依然と数

多く発生している状況において、入浴料金の引上げは、家計への影響が大きい。

3 入浴料金統制額に関する本協議会の結論

本協議会は、上記1及び2を踏まえ、入浴料金統制額を改定すべきかどうかを総合的に検討した結果、現下の社会経済情勢や厳しい経営環境の中で、公衆浴場経営を維持するために、改定は止むを得ないものと判断した。

乖離幅はかつてない大きな額となったが、本年の改定は、昨年に引き続いての引上げとなることから、都民の負担にも配慮して引上げ額は小幅に抑えることが望ましい。

また、「ウィズコロナ」の定着により経済は緩やかに回復の兆しをみせていることを考慮し、大人料金を20円の引上げに止めるとともに、中人料金と小人料金についても、平成12年来据え置いてきたためそれぞれ20円引き上げることが適当であるとの結論に至った。

4 協議会意見

公衆浴場業界は、公衆浴場の地域における交流拠点としての役割及び有用性を十分認識し、公衆浴場業の将来的発展に向けて、利用者サービスの一層の向上や新規利用者拡大のため、次のことについて取り組むよう、本協議会として意見を表明する。

(1) 公衆浴場組合員が一丸となった取組により、無料で使えるボディソープやシャンプー等の常備率について、8割以上を維持している。また、ホームページやSNS、PR動画を活用し、若者や外国人向けに公衆浴場の魅力を積極的に発信して、新たな利用者拡大にも努めてきた。こうした努力を高く評価するとともに、今後もこうしたサービスや取組を維持・向上、発展させ、我が国の入浴文化や銭湯ならではの魅力を広めていくこと。

(2) コロナ禍により、一度は途絶えた国を跨ぐ人流であるが、今後は、世界情勢に沿うかたちで出入国が緩和される方向である。再び国内外から多くの観光客が東京を訪れる日の到来を見据え、例えば、キャッシュレス決済、混雑情報の発信、地域の魅力ある資源や住民も巻き込んだ企画などについて、デジタル技術も活用しつつ、利用者ニーズや利便性に配慮した様々なサービスや事業の実施に努めること。

(3) 公衆浴場が地域に根差した拠点施設としてその役割を果たしていくため、ミニデイサービスや区市と連携した健康体操等の健康増進事業、子供や認知症高齢者の見守り等コミュニティの再生、利用者の安全を確保する耐震化の促進、使用燃料の都市ガスクリーン化や照明器具のLED化及び太陽光パネル設置等エネルギー利用の高効率化・最適化による二酸化炭素排出削減などについて、1軒でも多くの公衆浴場が取り組むことができるよう、浴場組合として積極的に支援すること。

(4) 混雑状況等を勘案し、利用時間帯や利用形態等に応じて料金に差をつけたり、地域の実情や各浴場の特長等を踏まえて浴場ごとに料金を設定したりするなど、統制額の趣旨に鑑み、従来とは異なる柔軟な取組を図ること。

(5) 今回の統制額の改定に伴い、入浴料金を引き上げた場合は、経済不況下におけ

る2年連続の入浴料金見直しとなる。そのため、利用客数や利用客の反応など、上げが及ぼす影響については、これまでも増して丁寧に把握すること。

加えて、公衆浴場を生活に欠かせないものとしている利用者の期待に応えるため、「入浴料金の上げ」を唯一の経営戦略とすることなく、例えば、統制額より低い料金でも経営が成り立つよう、地域性を活かした他業種との連携や、利用者ニーズのさらなる掘り起こしを図るなど、多様な対処法を構築し、強い経営力を獲得すること。

以上でございます。

○梅崎会長 ありがとうございます。

以上で、小委員会の報告は全て終了しました。

報告案の協議、決定に入ります前に、前回、星野委員から要望が出ていました、昨年の統制額引上げを受けて、入浴料金を値上げした浴場経営者の方々の変化について、事務局から報告をお願いいたします。

○折原課長 報告いたします。

浴場組合へお尋ねしたところ、浴場主からは、入浴料金値上げで利用者が減ったとの声はなかったとのこと。

一方、経営としては助かったとの声は幾つかあったとのこと。

以上でございます。

○梅崎会長 ありがとうございます。

それでは、報告案の協議、決定に入ります。

初めに、業界団体委員から御意見を申し上げます。

近藤委員、お願いいたします。

○近藤委員 今の報告、ありがとうございます。

昨今、銭湯を利用するお客さんからこんなに安くていいのですかというお声が飛び交っております。

業界としては、この協議意見を大事にして取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○梅崎会長 ありがとうございます。

それでは、利用者代表の委員から御意見を申し上げます。

まず、大西委員、よろしくお願いいたします。

○大西委員

御指名いただきました大西でございます。

利用者としては、公衆浴場は、協議会の真摯な調査、事業者の一生懸命な努力によって、何とか保たれている業界だと思っております。10円、20円がいかに大切かということが前回引上げにおいても分かったような気がいたします。

たかが10円か、20円かと言わず、少しでも上げていただければ、事業者にとっても廃業を免れるすべだと思えます。

しかし、常に利用される方は、苦しいながらも利用されている方が多いので、引上げは最低限に抑えるべきだと考えておりました。

そのため、前回、都に何らかの事業者への補助がありましたらお願いしたいということをお願いしましたが、全てがうまくいくとはいかないようでございますので、今後とも、双方の努力でこの業界が成り立っていくことを願っております。

以上でございます。

○梅崎会長 ありがとうございます。

続きまして、星野委員、よろしくお願いたします。

○星野委員 ありがとうございます。

先ほどは前回の御質問への回答をありがとうございました。実際に御利用されている方、経営者の方からの声が聴けてとてもよかったです。

今回、事前の資料を読ませていただきまして、私たち消費者も感じているのですが、人件費、光熱費の上昇は仕方ないことなのかなと思っています。

また、昨年のところでは予期していなかったウクライナの問題もありますし、日本という国は、そういうところが弱いなというのも実感しています。

それによって、小委員会で結論を出していただきました。2年続けてとなりますが、値上げやむなしということは、私も賛同いたします。

利用者からは、最近、銭湯に行って、人が減っているとお聞きしました。廃業をしないかなという不安の声も聞いています。従業員の方のやる気で支えるとか、お給料を下げてまで続けるところに頼ることになってもらいたくないと思っています。

値上げしたくても、値上げできないのが統制額の枠がはめられている公衆浴場です。前回のところでもお伺いしたように、統制額を引き上げて、それは上限であって、必ず一律にしなければいけないというものではないとお聞きしましたので、最後のところの結果にもありましたが、この金額にしなければいけないということではなくて、これをもって努力をしながら、いろいろなところとつながりながら経営を維持していただきたいと思っております。

以上です。

○梅崎会長 ありがとうございます。

続きまして、山下委員、よろしくお願いたします。

○山下委員 小委員会においておまとめいただきまして、大変ありがとうございました。

諸物価の値上がりで市民も厳しい状況であることは事実ですが、20円の引上げはやむを得ないと思っております。

ロシアのウクライナ侵攻などによって原油価格が高騰しておりますので、浴場の経営も悪化していると思われます。たった20円とはいえ、大変な額だと思います。

公衆浴場の転廃業を加速させないためにも、仕方がないことではないかと思っております。

それから、先ほど統制額案について、いろいろと御報告がございましたが、最後のところ

ろの4番、5番は特に大切なことだと思っておりますので、ぜひ実行していただき、頑張ってくださいと思います。

以上です。

○梅崎会長 ありがとうございます。

続きまして、若月委員、よろしくお願いいたします。

○若月委員 若月です。

提示されたシミュレーションの結果を得るには随分時間もかかって、大変だったかと思っております。いろいろとありがとうございました。

実際に計算すると、乖離額が87円ということですが、ここは20円に落ち着けようということでした。正直な感想としては、20円で大丈夫なのと思ったところもあります。

単純な計算ではないのかもしれないし、単に入浴料金の値上げだけがプラスになる要素ではないのかもしれないとも思いましたが、毎年ずっと、乖離額を超えることはもちろん、乖離額そのものの額で設定されることすらなかなかないので、大変だなと思っています。

皆様もおっしゃっているように、今、世の中の状況が大変なことになっています。燃料費などは、直に大きく影響しそうなので、ここで値上げしないと言うのはとても無理なことだと思っております。

先ほど星野さんもおっしゃっていましたが、業界の意見にもありましたが、ここで設定する浴場の料金は上限額なのということですが、今回は20円ということですが、将来にわたっては、もっと乖離額に近いところに設定して、あとは各浴場がそれぞれ自分たちで入浴料金を決めてやるという、幅を持たせるやり方みたいなものも考えられるのかなと思いました。

20円の値上げでいろいろ柔軟な経営の取組を図るのも大変なことかと思っておりますが、浴場の側としても、こんなことがあるといいなというのがあれば、発信していただき、これ以上浴場が減っていくことがないように、双方で協力していけたらと思います。

以上です

○梅崎会長 ありがとうございます。

続きまして、関係行政機関の皆様、いかがでしょうか。

佐藤委員、よろしくお願いいたします。

○佐藤委員 東京都福祉保健局健康危機管理担当局長の佐藤智秀です。どうぞよろしくお願いいたします。

このたび、新型コロナウイルス感染症の流行や、原油価格の高騰など、様々な要因を踏まえながら検討が重ねられ、報告書案が取りまとめられました。小委員会の委員の皆様にご改めて感謝申し上げます。ありがとうございました。

また、東京都公衆浴場業生活衛生同業組合の皆様におかれましては、日頃から都民の健康の維持と施設の衛生的な管理に御尽力賜り、誠にありがとうございます。

本報告書案では、大人、中人、小人でそれぞれ20円値上げするとなっております。私としては、妥当な結果だと考えております。

適切な料金設定によりまして、経営が安定することは、施設の衛生水準の確保・向上及び都民の入浴の機会の確保につながる、公衆衛生という観点からも大変重要なことと認識しております。

また、報告書には、ウィズコロナの定着により、経済の緩やかな回復の兆しに考慮したと記載されております。

事業者の皆様におかれましては、都民が安心して銭湯で入浴を楽しめる日常を取り戻すため、ワクチン接種、あるいは基本的な感染対策に引き続き御協力いただくことをこの場を借りましてお願い申し上げますとともに、引き続き施設の衛生管理にしっかりと取り組んでいただきますよう、改めてお願い申し上げます。

私からは以上でございます。

○梅崎会長 ありがとうございます。

続きまして、横山委員、いかがでしょうか。

○横山委員 初めに、報告書を取りまとめていただきました小委員会の学識経験者委員の皆様方に御礼を申し上げます。

今回の改定に関する御意見は、新型コロナウイルスの感染拡大に加え、昨年来の原油価格高騰により、多くの都民が社会生活や家計に影響を受ける中であって、慎重かつ長時間にわたり御検討いただいた結果でございまして、公衆浴場の利用者、経営者双方について配慮されるとともに、今後の社会状況も見据えた妥当なものと受け止めております。

東京都では、未曾有の厳しい状況に置かれている公衆浴場につきまして、これまで利用していなかった人たちも含めて、たくさんの方々に利用していただけるよう、より一層、多様な支援策を打ち出していきたいと考えております。

また、脱炭素化や、昨今のエネルギー価格の高騰への対応として、公衆浴場にも御協力いただきながら、省エネ、創エネのさらなる促進に取り組んでいきたいと思っております。

今後も、東京都として、浴場組合と一層の連携、協力をさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

私からは以上でございます。

○梅崎会長 ありがとうございます。

それぞれの立場から御意見をいただきました。

これを踏まえて、さらに御意見のある方は、御発言をお願いいたします。

御意見がある方はいらっしゃいますでしょうか。マークは出ていないですね。

ありがとうございます。

続きまして、令和4年東京都公衆浴場入浴料金の統制額について、報告案のとおり、決定いたしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

オンラインで入っている方に関しましては、ボタンで手を挙げるというか、挙げていた

できますとありがたいです。大丈夫でしょうか。

(挙手する委員あり)

○梅崎会長 ありがとうございます。

こちらにおられる方も、大丈夫でしょうか。

ありがとうございました。

それでは、これより、東京都に対して報告を提出いたします。

(梅崎会長より潮田副知事に報告書手交)

○梅崎会長 ここで潮田副知事より、一言御挨拶いただきたいと思います。

○潮田副知事 東京都副知事の潮田でございます。

ただいま、梅崎会長から、令和4年公衆浴場入浴料金の統制額に関する協議会報告を知事に代わりましてお受けいたしました。

公衆浴場の入浴料金は、浴場を利用する方、浴場を経営する方双方の生活に直接影響を与える重要事項でございます。

委員の皆様方には、本年2月の協議会において検討をお願いして以来、大変精力的に御協議いただきました。誠にありがとうございます。

さて、コロナ禍に引き続き、昨年来の原油価格高騰により、都民の生活は大きな影響を受けております。とりわけ、燃料費が営業費用の約12%を占める公衆浴場においては、その経営に深刻な影響が及んでおります。

本年の協議会では、こうしたかつて都民や公衆浴場が経験したことの無い環境の変化を含めて、幅広い観点から御検討いただいたものと拝察し、その御労苦に改めて感謝を申し上げます。

都は、本日の報告を踏まえ、今後、必要な手続を進めてまいります。

さて、都内の公衆浴場は、昭和43年をピークに、今なお減少傾向に歯止めがかかっておりません。

そのため、都は、昨年度から専門家による事業継続の相談、後継者の発掘や育成を新たに補助事業のメニューに加えるなど、支援の拡充を図ったところでございます。

さらに、今年度は、知事の強い思いによりまして、電力需給の逼迫に備えた太陽光発電装置等の設置への補助や、公衆浴場の利用促進に向けたスポーツ・文化イベントの参加者への入浴券の配布など、多様な支援を行っていきたいと考えております。

結びになりますが、委員の皆様方には、今後とも、東京都の公衆浴場対策にお力添えを賜りますよう、お願いを申し上げまして、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

○梅崎会長 潮田副知事、ありがとうございました。

なお、副知事はここで退席されます。

○潮田副知事 ありがとうございました。

(潮田副知事、退席)

○梅崎会長 本日、協議会報告につきましては、協議会終了後、都庁記者クラブに資料を配付することとなっております。

最後に、事務局から連絡事項があれば、お願いいたします。

○片岡部長 消費生活部長の片岡でございます。

本日、協議会報告を頂戴いたしましたが、統制額は、本協議会の意見に基づいて知事が指定する仕組みとなっておりますことから、今後、必要な手続を進めてまいります。

また、委員の皆様方には、大変お忙しい中、報告の取りまとめに御尽力いただきましたことに対し、厚く御礼申し上げます。

本当にありがとうございました。

○梅崎会長 ありがとうございました。

それでは、本日の議事は全て終了いたしました。

委員の皆様方には、長時間にわたり、会議の進行に御協力いただきまして、ありがとうございます。

これにて第22回協議会は幕を閉じますが、最後に、一言御挨拶を申し上げます。

私は、会長職を都留元会長から引き継ぎまして、ちょうど4年間、委員からを含めまして8年間、この委員を務めてまいりました。

会長になってからは、ちょうどコロナ禍ということで、状況も変わり、さらにロシアのウクライナ侵攻ということで、判断に迷うこともたくさんあったのですが、その中で、ほかの委員の皆様方の御助力、もしくは皆さんの専門知識によって、責務を全うできたと思っております。

このたびの小委員会の議論の中で、報告書案の最後、5番目のところに関しましては、みんなで議論しながら提示させました。

これには、今期、どうするかということではなく、正直に言って、今後の公衆浴場の在り方が非常に問われていると感じております。

公衆浴場と似た業態として、スーパー銭湯がある中で、どのように差別化を図っていくのか、今後、スーパー銭湯に負けないようにということで、単純に高級志向というか、非常にいい設備で、高くなった価格にもサービスが対応できるということで競争しますと、恐らく、今後の10年あまりを考えてみますと、それだけでは公衆浴場の展望が見えにくいと思っております。

私に答えがあるわけではないのですが、統制価格は上限額であるということを確認したいと思います。幾つかの銭湯では、立地も都心で、たくさん人が来るという形で、設備の高級路線に進んでいく場合、サービスを高めて魅力を発信している銭湯もあります。一方、委員の議論の中では、低価格だけれどもそれに見合った低コストのサービスにするという選択肢も議論されました。短時間で入浴しようとかの選択もあるだろうとの意見がありました。

私は昨日、久しぶりに髪の毛を切ったのですが、1,000円ちょっとの金額で、シャンプーなしで終わります。そのようにサービスも多様化すべきではないか。浴場組合ですべての公衆浴場が一律で値上げするのだという流れになると、今後、スーパー銭湯との価格差が小さくなれば、なかなか厳しいことになると思います。

現在は問題ないかもしれませんが、1年後、2年後、3年後と時間がたってくると、どう差別化するかが問われてくると思います。サウナ込みでは価格差は小さいです。これは私も考えますし、公衆浴場の事業者の皆様も、いかに事業を多様化していくかを考えていただきたい。多様化が生き残りのために必要になってくるのではないかと思います。

私自身はこういう立場でしたので、消費者側と事業者側の両方を見ながら仕事をしていたのですが、本来、私自身は銭湯のディープユーザーで、銭湯が大好きなおじさんです。一消費者として、今後も銭湯を利用していきたいと思いますし、大学の授業等で銭湯経営や銭湯とコミュニティーとのつながりを考え続けていきたいと思っています。

皆さん、お世話になりました。

最後に御挨拶させていただきました。

ありがとうございました。

また、委員の皆様方には、この任期に関しまして、2年間にわたり御協力いただきまして、ありがとうございました。

以上で、第22回第4回協議会を終了します。

午前11時54分閉会